

# 役員に対する報酬等の支給の基準の変更について

## 1. 平成26年人事院勧告を踏まえた変更

- ①官民格差等に基づく給与水準改定として、ボーナスが年間0.15月分引上げられて4.10月分に改定され、当該引上げ分を勤務実績を的確に処遇に反映すべく勤勉手当に配分したこと等を踏まえた変更。

国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構  
防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター  
宇宙航空研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター

- ②地域間・世代間の給与配分の見直しとして、  
・民間賃金の低い地域における官民格差、50歳代後半層の官民格差に基づき、俸給表の引下げ  
・俸給表水準の引下げに伴う、地域手当の支給割合、支給地域の見直し  
が実施されたこと、また俸給表の引下げに伴う経過措置を踏まえた変更。

国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所  
国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、日本学術振興会、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会  
大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本私立学校振興・共済事業団

- ③職務や勤務実績に応じた給与配分とするため、広域移動手当や単身赴任手当等が見直されたことを踏まえた変更。

日本芸術文化振興会

## 2. 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行等を踏まえた変更

- ①法改正に伴う文言の変更。 国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、日本スポーツ振興センター  
②法人の業務の適性を確保するための体制等の整備や、監事の機能強化に伴う措置による業務量の増加を踏まえた役員手当の変更。

国立特別支援教育総合研究所

## 3. 非常勤役員手当の変更

平成26年8月20日の文部科学省独立行政法人評価委員会総会(第59回)における御発言を踏まえた変更。

物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、教員研修センター、科学技術振興機構、日本スポーツ振興センター

## ○独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)(抄)

(役員報酬等)

### 第五十二条

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

## ○公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成26年10月7日閣議決定)(抜粋)

3(3) 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、適切に対応する。

また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう厳しく対処するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。

## ○独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)(抜粋)

4(2) 報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上

○ 各法人において業績給等の実施状況を公表させ、より柔軟な報酬・給与制度の導入を促進する。

○ 法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案するなど、設定の考え方を具体的に明記する。

# 役員報酬規程等新旧対照表 目次

国立特別支援教育総合研究所……………	1	教員研修センター……………	24
大学入試センター……………	4	科学技術振興機構……………	28
国立青少年教育振興機構……………	5	日本学術振興会……………	29
国立女性教育会館……………	6	宇宙航空研究開発機構……………	30
国立科学博物館……………	7	日本スポーツ振興センター……………	32
物質・材料研究機構……………	10	日本芸術文化振興会……………	34
防災科学技術研究所……………	13	国立高等専門学校機構……………	36
放射線医学総合研究所……………	15	大学評価・学位授与機構……………	38
国立美術館……………	17	国立大学財務・経営センター……………	41
国立文化財機構……………	20	日本私立学校振興・共済事業団……………	44

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 役員給与規程 新旧対照表 1

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条 ～ 第12条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。</u>  <u>(平成26年12月に支給する特別手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>2 平成26年12月に支給する特別手当に関する第7条第4項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の170」とする。</u></p>	<p>第1条 ～ 第12条 (略)</p>

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 役員給与規程 新旧対照表 2

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前								
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第50条の2第2項</u>の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給月額を、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="224 766 716 861"> <tr> <td>理事長</td> <td><u>894,000円</u></td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td><u>760,000円</u></td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 （略）</p> <p>(特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合は<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額を基礎として、次項に規定する在職期間別の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の研究</p>	理事長	<u>894,000円</u>	理事	<u>760,000円</u>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第52条第2項</u>の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給月額を、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="1187 766 1680 861"> <tr> <td>理事長</td> <td><u>912,000円</u></td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td><u>776,000円</u></td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合は<u>100分の140</u>、12月に支給する場合には<u>100分の155</u>を乗じて得た額を基礎として、次項に規定する在職期間別の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の研究所の</p>	理事長	<u>912,000円</u>	理事	<u>776,000円</u>
理事長	<u>894,000円</u>								
理事	<u>760,000円</u>								
理事長	<u>912,000円</u>								
理事	<u>776,000円</u>								

<p>所の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じ、これらを得た額の100分の10の範囲で増額し、又は減額することができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第9条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。</p> <p>月 額 <u>42,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。</u> <u>(俸給月額に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 この規程の施行の日の前日から引き続き役員である者で、施行日においてその役員が受ける俸給月額が当該施行の日の前日に受けていた俸給月額に達しないこととなる場合には、この規程の施行の日及びその前日を含む任期中は、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</u></p>	<p>業績評価を参考に、その者の職務実績に応じ、これらを得た額の100分の10の範囲で増額し、又は減額することができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第9条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。</p> <p>月 額 <u>17,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p>
--	--

## 独立行政法人大学入試センター 役員給与規則 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 理事長 <u>894,000円</u></p> <p>二 理事 <u>760,000円</u></p> <p>三 監事 <u>705,000円</u></p> <p>第5条～第10条 (略)</p> <p><u>附 則 (平成27年1月28日)</u></p> <p><u>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する常勤役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、当該役員の任期が満了するまでの間に限り、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 理事長 <u>912,000円</u></p> <p>二 理事 <u>776,000円</u></p> <p>三 監事 <u>720,000円</u></p> <p>第5条～第10条 (略)</p>

## 独立行政法人国立青少年教育振興機構役員給与規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>を、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第11条～第16条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。</u> <u>(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>2 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第10条第2項の適用については、同条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」</u></p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>を、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第11条～第16条 (略)</p>

## 独立行政法人国立女性教育会館 役員給与規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後 (平成26年11月25日付け)	変 更 前
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給及び広域異動手当の月額並びに本給及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成26年11月25日から施行とし、平成26年11月19日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給及び広域異動手当の月額並びに本給及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p>

独立行政法人国立科学博物館 役員給与規程 新旧対照表 1

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額並びに本給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年12月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額並びに本給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p>

## 独立行政法人国立科学博物館 役員給与規程 新旧対照表 2

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前								
<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第 4 条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">館 長</td> <td style="text-align: right;"><u>964,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td style="text-align: right;"><u>760,000 円</u></td> </tr> </table> <p>第 5 条～第 7 条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額並びに本給及び特別地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額並びに本給に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 147.5</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 162.5</u> を乗じて得た額に、基準日前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">一～四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 9 条～第 13 条 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成 27 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。</u></p>	館 長	<u>964,000 円</u>	理 事	<u>760,000 円</u>	<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第 4 条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">館 長</td> <td style="text-align: right;"><u>984,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td style="text-align: right;"><u>776,000 円</u></td> </tr> </table> <p>第 5 条～第 7 条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額並びに本給及び特別地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額並びに本給に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 140</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">一～四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 9 条～第 13 条 (略)</p>	館 長	<u>984,000 円</u>	理 事	<u>776,000 円</u>
館 長	<u>964,000 円</u>								
理 事	<u>760,000 円</u>								
館 長	<u>984,000 円</u>								
理 事	<u>776,000 円</u>								

(経過措置)

2 施行日の前日から引き続き常勤役員である者で、当該役員として受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、任期に係る期間の末日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

## 独立行政法人物質・材料研究機構 役員報酬規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前																																				
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第7条 役員本給表は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号俸</th> <th style="text-align: center;">本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>705,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>760,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>817,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>894,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>964,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>1,034,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;"><u>1,106,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;"><u>1,174,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第8条 地域手当は、本給月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職、解任又は死亡した役員にあっては、退職、解任又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支</p>	号俸	本給月額	1	<u>705,000円</u>	2	<u>760,000円</u>	3	<u>817,000円</u>	4	<u>894,000円</u>	5	<u>964,000円</u>	6	<u>1,034,000円</u>	7	<u>1,106,000円</u>	8	<u>1,174,000円</u>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第7条 役員本給表は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号俸</th> <th style="text-align: center;">本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>720,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>776,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>834,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>912,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>984,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>1,055,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;"><u>1,129,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;"><u>1,198,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第8条 地域手当は、本給月額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職、解任又は死亡した役員にあっては、退職、解任又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支</p>	号俸	本給月額	1	<u>720,000円</u>	2	<u>776,000円</u>	3	<u>834,000円</u>	4	<u>912,000円</u>	5	<u>984,000円</u>	6	<u>1,055,000円</u>	7	<u>1,129,000円</u>	8	<u>1,198,000円</u>
号俸	本給月額																																				
1	<u>705,000円</u>																																				
2	<u>760,000円</u>																																				
3	<u>817,000円</u>																																				
4	<u>894,000円</u>																																				
5	<u>964,000円</u>																																				
6	<u>1,034,000円</u>																																				
7	<u>1,106,000円</u>																																				
8	<u>1,174,000円</u>																																				
号俸	本給月額																																				
1	<u>720,000円</u>																																				
2	<u>776,000円</u>																																				
3	<u>834,000円</u>																																				
4	<u>912,000円</u>																																				
5	<u>984,000円</u>																																				
6	<u>1,055,000円</u>																																				
7	<u>1,129,000円</u>																																				
8	<u>1,198,000円</u>																																				

に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～6 (略)

(通勤手当)

第10条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる役員

次に掲げる役員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 使用距離が片道5 km以上10 km未満である定年制職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10 km以上15 km未満である定年制職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15 km以上20 km未満である定年制職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20 km以上25 km未満である定年制職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25 km以上30 km未満である定年制職員 15,800円

ト 使用距離が片道30 km以上35 km未満である定年制職員 18,700円

チ 使用距離が片道35 km以上40 km未満である定年制職員 21,600円

リ 使用距離が片道40 km以上45 km未満である定年制職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45 km以上50 km未満である定年制職員 26,200円

給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～6 (略)

(通勤手当)

第10条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる役員

次に掲げる役員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 使用距離が片道5 km以上10 km未満である定年制職員 4,100円

ハ 使用距離が片道10 km以上15 km未満である定年制職員 6,500円

ニ 使用距離が片道15 km以上20 km未満である定年制職員 8,900円

ホ 使用距離が片道20 km以上25 km未満である定年制職員 11,300円

ヘ 使用距離が片道25 km以上30 km未満である定年制職員 13,700円

ト 使用距離が片道30 km以上35 km未満である定年制職員 16,100円

チ 使用距離が片道35 km以上40 km未満である定年制職員 18,500円

リ 使用距離が片道40 km以上45 km未満である定年制職員 20,900円

ヌ 使用距離が片道45 km以上50 km未満である定年制職員 21,800円

<p>ル 使用距離が片道50km以上55km未満である定年制職員 <u>28,000円</u></p> <p>ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である定年制職員 <u>29,800円</u></p> <p>ワ 使用距離が片道60km以上である定年制職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤役員手当は月額とし、第7条第2項に定める号俸を基に<u>算出した額を上限に</u>、当該役員の勤務形態等を考慮して<u>理事会議</u>が別に定める。</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>附 則 (平成26年11月1日 26規程第57号)</u> <u>この規程は、平成26年12月1日から施行する。</u> <u>(地域手当の改正に伴う経過措置)</u></p> <p><u>1. 第8条については、平成27年4月1日から適用する。ただし、「100分の16」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の13」とする。</u> <u>(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>2. 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。</u> <u>(通勤手当の改正)</u></p> <p><u>3. 第10条については、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>4. 第7条及び第11条については、平成27年4月1日から適用する。</u></p>	<p>ル 使用距離が片道50km以上55km未満である定年制職員 <u>22,700円</u></p> <p>ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である定年制職員 <u>23,600円</u></p> <p>ワ 使用距離が片道60km以上である定年制職員 <u>24,500円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤役員手当は月額とし、第7条第2項に定める号俸を基に、当該役員の勤務形態等を考慮して<u>理事長</u>が別に定める。</p> <p>第12条 (略)</p>
---	--

独立行政法人防災科学技術研究所 役員報酬規程 新旧対照表 1

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の162.5</u>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤役員手当の月額は、第7条第2項第3号又は<u>同条第3項により定める号俸及び本給月額を上限とし</u>、当該役員の勤務形態により、理事長が別に定める。</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>附則(平成26年 月 日 26規程第 号)</u></p> <p><u>1 この規程は平成26年12月1日から施行する。</u></p> <p><u>(平成26年12月に支給する期末手当に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 平成26年12月に支給する期末手当については、第10条の規程については、同条第2項中「100分の162.5」とあるのは、「100分の170」を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の140</u>、12月に支給する場合には<u>100分の155</u>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤役員手当の月額は、第7条第2項第3号又は<u>同条第3項に定める号俸を基に</u>、当該役員の勤務形態により、理事長が別に定める。</p> <p>第12条 (略)</p>

独立行政法人防災科学技術研究所 役員報酬規程 新旧対照表 2

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前																																				
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第7条 常勤役員の本給表は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 俸</th> <th>本 給 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>705,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>760,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>817,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>894,000円</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>964,000円</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>1,034,000円</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>1,106,000円</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>1,174,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p><u>附則 (平成27年 月 日 27規程第 号)</u>  <u>この規程は平成27年4月1日から施行する。</u></p>	号 俸	本 給 月 額	1	<u>705,000円</u>	2	<u>760,000円</u>	3	<u>817,000円</u>	4	<u>894,000円</u>	5	<u>964,000円</u>	6	<u>1,034,000円</u>	7	<u>1,106,000円</u>	8	<u>1,174,000円</u>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第7条 常勤役員の本給表は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 俸</th> <th>本 給 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>720,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>776,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>834,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>912,000円</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>984,000円</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>1,055,000円</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>1,129,000円</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>1,198,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条～第12条 (略)</p>	号 俸	本 給 月 額	1	<u>720,000円</u>	2	<u>776,000円</u>	3	<u>834,000円</u>	4	<u>912,000円</u>	5	<u>984,000円</u>	6	<u>1,055,000円</u>	7	<u>1,129,000円</u>	8	<u>1,198,000円</u>
号 俸	本 給 月 額																																				
1	<u>705,000円</u>																																				
2	<u>760,000円</u>																																				
3	<u>817,000円</u>																																				
4	<u>894,000円</u>																																				
5	<u>964,000円</u>																																				
6	<u>1,034,000円</u>																																				
7	<u>1,106,000円</u>																																				
8	<u>1,174,000円</u>																																				
号 俸	本 給 月 額																																				
1	<u>720,000円</u>																																				
2	<u>776,000円</u>																																				
3	<u>834,000円</u>																																				
4	<u>912,000円</u>																																				
5	<u>984,000円</u>																																				
6	<u>1,055,000円</u>																																				
7	<u>1,129,000円</u>																																				
8	<u>1,198,000円</u>																																				

独立行政法人放射線医学総合研究所 役員報酬規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第4条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額、前条に規定する役員俸給表を<u>上限</u>に、その者の占める職、経歴及び勤務形態等により、理事長が決定する。</p> <p>第5条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員及びこれらの基準日前1月以内に退職、解任又は死亡した役員に対し、それぞれ基準日の属する月の給与規程第44条第1項の規定に準じて定める日に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項第2号に規定する事由により解任されたときは支給しない。</p> <p>2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月<u>及び12月に支給する場合においてそれぞれ100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>附 則 (平成26年11月27日 26規程第42号)</u>  <u>第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第4条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額、前条に規定する役員俸給表を<u>基</u>に、その者の占める職、経歴及び勤務形態等により、理事長が決定する。</p> <p>第5条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員及びこれらの基準日前1月以内に退職、解任又は死亡した役員に対し、それぞれ基準日の属する月の給与規程第44条第1項の規定に準じて定める日に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項第2号に規定する事由により解任されたときは支給しない。</p> <p>2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月<u>に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第10条 (略)</p>

(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置)

第2条 平成26年12月に支給する期末特別手当については、第9条第2項の規程にかかわらず、同項中「100分の155を乗じて得た額」とあるのは、「100分の165を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

独立行政法人国立美術館 役員報酬規程 新旧対照表 1

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員であつては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則 (平成26年11月28日 国立美術館規則第10号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。</u> <u>(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>2 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員であつては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p>

独立行政法人国立美術館 役員報酬規程 新旧対照表 2

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給月額、次のとおりとする。            理事長 <u>964,000円</u>            理事 <u>705,000円から964,000円まで</u>の範囲内で理事長が決定する額</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による期末特別手当の額は、理事長が次に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。            一 理事長 <u>文部科学大臣</u>が行う業績評価の結果を勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額            二 理事長以外の常勤役員 <u>文部科学大臣</u>の項目別の業績評価、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して理事長が決定する評価に基づき、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給月額、次のとおりとする。            理事長 <u>984,000円</u>            理事 <u>720,000円から984,000円まで</u>の範囲内で理事長が決定する額</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による期末特別手当の額は、理事長が次に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。            一 理事長 <u>文部科学省独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)</u>が行う業績評価の結果を勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額            二 理事長以外の常勤役員 <u>評価委員会</u>の項目別の業績評価、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して理事長が決定する評価に基づき、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p>

<p><u>附 則（平成 年 月 日 国立美術館規則第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u> <u>（平成27年4月1日における俸給月額の改正に伴う経過措置）</u></p> <p><u>2 施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日（当該日までの間に任期が満了する場合はその満了日）までの間、改正後の俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</u></p>	
--	--

## 独立行政法人国立文化財機構 役員給与規程 新旧対照表 1

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前												
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法に基づき解任され、又は死亡した役員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の役員が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の別表2の勤務期間の区分に応じた割合及び勤務成績に応じて別表3に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の役員の勤勉手当基礎額に <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額の総額の範囲内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第10条～第14条 (略)</p> <p>別表1 (第8条関係)・別表2 (第9条関係) (略)</p> <p>別表3 (第9条関係) 勤勉手当の成績率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">成 績 区 分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">成 績 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">優 秀</td> <td style="text-align: center;">100分の<u>18.5</u>以下 100分の<u>10.1</u>以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良 好 (標 準)</td> <td style="text-align: center;">100分の<u>87.5</u></td> </tr> </tbody> </table>	成 績 区 分	成 績 率	優 秀	100分の <u>18.5</u> 以下 100分の <u>10.1</u> 以上	良 好 (標 準)	100分の <u>87.5</u>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法に基づき解任され、又は死亡した役員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の役員が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の別表2の勤務期間の区分に応じた割合及び勤務成績に応じて別表3に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の役員の勤勉手当基礎額に <u>100分の77.5</u> を乗じて得た額の総額の範囲内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第10条～第14条 (略)</p> <p>別表1 (第8条関係)・別表2 (第9条関係) (略)</p> <p>別表3 (第9条関係) 勤勉手当の成績率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">成 績 区 分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">成 績 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">優 秀</td> <td style="text-align: center;">100分の<u>15.5</u>以下 100分の<u>83.5</u>以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良 好 (標 準)</td> <td style="text-align: center;">100分の<u>72.5</u></td> </tr> </tbody> </table>	成 績 区 分	成 績 率	優 秀	100分の <u>15.5</u> 以下 100分の <u>83.5</u> 以上	良 好 (標 準)	100分の <u>72.5</u>
成 績 区 分	成 績 率												
優 秀	100分の <u>18.5</u> 以下 100分の <u>10.1</u> 以上												
良 好 (標 準)	100分の <u>87.5</u>												
成 績 区 分	成 績 率												
優 秀	100分の <u>15.5</u> 以下 100分の <u>83.5</u> 以上												
良 好 (標 準)	100分の <u>72.5</u>												

良好でない	100分の <u>87.5</u> 未満	良好でない	100分の <u>72.5</u> 未満
<p><u>附 則</u>  <u>(施行期日)</u>  <u>1 この規程は、平成26年11月28日に改正し、平成26年12月1日か</u>  <u>ら施行する。</u></p>			

独立行政法人国立文化財機構 役員給与規程 新旧対照表 2

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(基本給)</p> <p>第4条 常時勤務役員の基本給は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 <u>964,000</u>円</p> <p>理事 <u>705,000</u>円から<u>894,000</u>円までの範囲内で 理事長が決定する額</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の役員が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の別表2の勤務期間の区分に応じた割合及び勤務成績に応じて別表3に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額の範囲内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p>別表1 (第8条関係)・別表2 (第9条関係) (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(基本給)</p> <p>第4条 常時勤務役員の基本給は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 <u>984,000</u>円</p> <p>理事 <u>720,000</u>円から<u>912,000</u>円までの範囲内で 理事長が決定する額</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の役員が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の別表2の勤務期間の区分に応じた割合及び勤務成績に応じて別表3に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額の範囲内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p>別表1 (第8条関係)・別表2 (第9条関係) (略)</p>

別表3（第9条関係） 勤勉手当の成績率

成績区分	成績率
優 秀	100分の <u>170</u> 以下 100分の <u>92</u> 以上
良 好（標準）	100分の <u>80</u>
良 好 で ない	100分の <u>80</u> 未満

附 則（施行期日）

1 この規程は、平成27年1月23日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

（特例期間）

2 施行日の前日から引き続き常勤勤務役員である者で、当該常勤勤務役員として受ける基本給が同日において受けていた基本給に達しないこととなる者には、任期に係る期間の末日までの間、同時において受けていた基本給を支給する。

別表3（第9条関係） 勤勉手当の成績率

成績区分	成績率
優 秀	100分の <u>185</u> 以下 100分の <u>101</u> 以上
良 好（標準）	100分の <u>87.5</u>
良 好 で ない	100分の <u>87.5</u> 未満

独立行政法人教員研修センター 役員給与規程 新旧対照表 1

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに本給月額及び地域手当の月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年12月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに本給月額及び地域手当の月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては、<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p>

独立行政法人教員研修センター 役員給与規程 新旧対照表 2

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前																				
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>705,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>760,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>817,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>894,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第6条の2 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに本給月額及び地域手当の月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p>	号 給	本給月額	1	<u>705,000円</u>	2	<u>760,000円</u>	3	<u>817,000円</u>	4	<u>894,000円</u>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>720,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>776,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>834,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>912,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第6条の2 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに本給月額及び地域手当の月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p>	号 給	本給月額	1	<u>720,000円</u>	2	<u>776,000円</u>	3	<u>834,000円</u>	4	<u>912,000円</u>
号 給	本給月額																				
1	<u>705,000円</u>																				
2	<u>760,000円</u>																				
3	<u>817,000円</u>																				
4	<u>894,000円</u>																				
号 給	本給月額																				
1	<u>720,000円</u>																				
2	<u>776,000円</u>																				
3	<u>834,000円</u>																				
4	<u>912,000円</u>																				

<p>5・6 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。</u> <u>(本給の切替えに伴う経過措置)</u></p> <p><u>2 切替日の前日から引き続き第4条に掲げる本給表の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。</u></p> <p><u>3 切替日以降に新たに第4条に掲げる本給表の適用を受けることとなった役員のうち、第5条第2項に規定する国家公務員又は特定独立行政法人職員等であった者で、引き続き役員となった場合の者については、前項の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、当該役員には、前項の規定に準じて、本給を支給する。</u></p>	<p>5・6 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p>
--	------------------------------------

独立行政法人教員研修センター 役員給与規程 新旧対照表 3

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第8条 非常勤役員手当の月額は、<u>次のとおりとする。</u>  <u>非常勤監事 月額70,000円</u>  <u>2 前項に定めるもののほか、他の非常勤役員の手当については、必要に応じて定める。</u></p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則</u>  <u>1 この規程は、平成27年2月1日から施行する。</u>  <u>2 「独立行政法人教員研修センター非常勤役員手当の月額について」(平成26年3月14日理事長裁定)は廃止する。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第8条 非常勤役員手当の月額は、<u>第4条に規定する常勤役員の本給月額を基に、その占める職に応じて、理事長が別に定める。</u></p> <p>第9条～第13条 (略)</p>

独立行政法人科学技術振興機構 役員報酬規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第4条 <u>非常勤役員手当の月額、次のとおりとする。</u> <u>監事 105,000円</u></p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(報酬の日割計算)</p> <p>第8条 月の中途において、あらたに役員に任命され、若しくは役員が退職し、解任されたときの当該月の報酬については、それぞれ<u>第3条から第5条までに</u>規定する額を当該月の日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に在職した日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の中途において役員が死亡したときの当該月の報酬については、<u>第3条から第5条までに</u>規定する額の全額を支給する。</p> <p>第9条・第10条 (略)</p> <p><u>附 則 (平成27年1月27日 平成27年規程第3号)</u> <u>この規程は、平成27年2月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第4条 <u>非常勤役員の非常勤役員手当は、月額とし、その者の占める職に応じて前条第1項に定める額を基に、勤務形態等を考慮して理事長が別に定める。</u></p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(報酬の日割計算)</p> <p>第8条 月の中途において、あらたに役員に任命され、若しくは役員が退職し、解任されたときの当該月の報酬については、それぞれ<u>第3条及び第5条に</u>規定する額を当該月の日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に在職した日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の中途において役員が死亡したときの当該月の報酬については、<u>第3条及び第5条に</u>規定する額の全額を支給する。</p> <p>第9条及び第10条 (略)</p>

独立行政法人日本学術振興会 役員報酬規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。</p> <p>理事長 <u>918,000円</u></p> <p>理事 <u>760,000円</u></p> <p>監事 <u>687,000円</u></p> <p>第5条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則 (平成27年規程第●号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(本給の切替えに伴う経過措置)</u></p> <p><u>2 施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。</p> <p>理事長 <u>937,000円</u></p> <p>理事 <u>776,000円</u></p> <p>監事 <u>701,000円</u></p> <p>第5条～第13条 (略)</p>

独立行政法人宇宙航空研究開発機構 役員給与規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前																				
<p>第1条 ～ 第12条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、役員が基準日現在又は退職、解任若しくは死亡のときに受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>の割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省独立行政法人評価委員会の機構に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて理事長がこれを増額し、又は減額することができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在 職 期 間</th> <th style="text-align: center;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の 80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の 60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の 30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (平成26年12月9日 規程第26-51号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成26年12月9日から施行し、平成26年12月1日</u></p>	在 職 期 間	割 合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の 80	3箇月以上5箇月未満	100分の 60	3箇月未満	100分の 30	<p>第1条 ～ 第12条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、役員が基準日現在又は退職、解任若しくは死亡のときに受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>の割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省独立行政法人評価委員会の機構に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて理事長がこれを増額し、又は減額することができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在 職 期 間</th> <th style="text-align: center;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の 80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の 60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の 30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (略)</p> <p>第14条 (略)</p>	在 職 期 間	割 合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の 80	3箇月以上5箇月未満	100分の 60	3箇月未満	100分の 30
在 職 期 間	割 合																				
6箇月	100分の100																				
5箇月以上6箇月未満	100分の 80																				
3箇月以上5箇月未満	100分の 60																				
3箇月未満	100分の 30																				
在 職 期 間	割 合																				
6箇月	100分の100																				
5箇月以上6箇月未満	100分の 80																				
3箇月以上5箇月未満	100分の 60																				
3箇月未満	100分の 30																				

から適用する。

(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成26年12月に支給する期末特別手当については、第13条第2項  
中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

独立行政法人日本スポーツ振興センター 役員報酬規則 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前																																																
<p>第1条～3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の本給月額、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th>本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>667,000</u>円</td></tr> <tr><td>2</td><td><u>686,000</u>円</td></tr> <tr><td>3</td><td><u>705,000</u>円</td></tr> <tr><td>4</td><td><u>760,000</u>円</td></tr> <tr><td>5</td><td><u>817,000</u>円</td></tr> <tr><td>6</td><td><u>894,000</u>円</td></tr> <tr><td>7</td><td><u>916,000</u>円</td></tr> <tr><td>8</td><td><u>964,000</u>円</td></tr> <tr><td>9</td><td><u>1,034,000</u>円</td></tr> <tr><td>10</td><td><u>1,106,000</u>円</td></tr> <tr><td>11</td><td><u>1,174,000</u>円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	号俸	本給月額	1	<u>667,000</u> 円	2	<u>686,000</u> 円	3	<u>705,000</u> 円	4	<u>760,000</u> 円	5	<u>817,000</u> 円	6	<u>894,000</u> 円	7	<u>916,000</u> 円	8	<u>964,000</u> 円	9	<u>1,034,000</u> 円	10	<u>1,106,000</u> 円	11	<u>1,174,000</u> 円	<p>第1条～3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の本給月額、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th>本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>682,000</u>円</td></tr> <tr><td>2</td><td><u>701,000</u>円</td></tr> <tr><td>3</td><td><u>720,000</u>円</td></tr> <tr><td>4</td><td><u>776,000</u>円</td></tr> <tr><td>5</td><td><u>834,000</u>円</td></tr> <tr><td>6</td><td><u>912,000</u>円</td></tr> <tr><td>7</td><td><u>935,000</u>円</td></tr> <tr><td>8</td><td><u>984,000</u>円</td></tr> <tr><td>9</td><td><u>1,055,000</u>円</td></tr> <tr><td>10</td><td><u>1,129,000</u>円</td></tr> <tr><td>11</td><td><u>1,198,000</u>円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	号俸	本給月額	1	<u>682,000</u> 円	2	<u>701,000</u> 円	3	<u>720,000</u> 円	4	<u>776,000</u> 円	5	<u>834,000</u> 円	6	<u>912,000</u> 円	7	<u>935,000</u> 円	8	<u>984,000</u> 円	9	<u>1,055,000</u> 円	10	<u>1,129,000</u> 円	11	<u>1,198,000</u> 円
号俸	本給月額																																																
1	<u>667,000</u> 円																																																
2	<u>686,000</u> 円																																																
3	<u>705,000</u> 円																																																
4	<u>760,000</u> 円																																																
5	<u>817,000</u> 円																																																
6	<u>894,000</u> 円																																																
7	<u>916,000</u> 円																																																
8	<u>964,000</u> 円																																																
9	<u>1,034,000</u> 円																																																
10	<u>1,106,000</u> 円																																																
11	<u>1,174,000</u> 円																																																
号俸	本給月額																																																
1	<u>682,000</u> 円																																																
2	<u>701,000</u> 円																																																
3	<u>720,000</u> 円																																																
4	<u>776,000</u> 円																																																
5	<u>834,000</u> 円																																																
6	<u>912,000</u> 円																																																
7	<u>935,000</u> 円																																																
8	<u>984,000</u> 円																																																
9	<u>1,055,000</u> 円																																																
10	<u>1,129,000</u> 円																																																
11	<u>1,198,000</u> 円																																																

<p>3 前項に規定する特別手当の額は、<u>文部科学大臣</u>が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第8条 非常勤役員手当の額は、第4条<u>第1項に定める5号俸を上限に</u>、当該役員の勤務形態等を考慮して理事長が別に定める。</p> <p>第9条～11条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>第2条 施行日の前日から引き続きこの規則の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、その者の当該在任期間中において、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。</u></p>	<p>3 前項に規定する特別手当の額は、<u>文部科学省独立行政法人評価委員会</u>が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第8条 非常勤役員手当の額は、第4条<u>第2項に定める号俸を基に</u>、当該役員の勤務形態等を考慮して理事長が別に定める。</p> <p>第9条～11条 (略)</p>
--	--

独立行政法人日本芸術文化振興会 役員給与規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。</p> <p>理事長 <u>917,000円</u></p> <p>理 事 <u>760,000円</u></p> <p>監 事 <u>686,000円</u></p> <p>2 理事長は、理事及び監事の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、前項に定める額を超えて本給月額を決定することができる。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>30,000円</u> (別に定めるところにより算定した役員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である役員にあっては、その額に、<u>70,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額) とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特別手当は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在) において当該役員が受ける本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。</p> <p>理事長 <u>935,000円</u></p> <p>理 事 <u>776,000円</u></p> <p>監 事 <u>701,000円</u></p> <p>2 理事長は、理事及び監事の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、前項に定める額を超えて本給月額を決定することができる。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u> (別に定めるところにより算定した役員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である役員にあっては、その額に、<u>45,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額) とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特別手当は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在) において当該役員が受ける本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た</p>

額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の4第2項及び同法第19条の7第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける者に適用される期末手当及び勤勉手当の支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額に在職期間を勘案して別に定める割合を乗じて得た額を支給する。ただし、文部科学大臣が行う業績評価の結果を参考とし、100分の10以内の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

### 3・4 (略)

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤の役員の手当は、次のとおりとする。

理事の場合 月額 92,000円

監事の場合 月額 92,000円

第10条・第11条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日から引き続き役員である者で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める者を除く。)には、平成30年3月31日(当該日までの間に任期が満了する場合は、その満了日)までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

3 平成30年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程第6条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の4第2項及び同法第19条の7第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける者に適用される期末手当及び勤勉手当の支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額に在職期間を勘案して別に定める基準に従って支給する。ただし、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考とし、100分の10以内の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

### 3・4 (略)

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤の役員の手当は、次のとおりとする。

理事の場合 月額 94,000円

監事の場合 月額 94,000円

第10条・第11条 (略)

独立行政法人国立高等専門学校機構 役員給与規則 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給、地域手当及び広域異動手当の月額並びに本給、地域手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p><u>附 則 (平成26年12月24日一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は改正日から施行し、同年12月1日から適用する。</u></p> <p><u>(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例)</u></p> <p><u>2 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「1</u></p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給、地域手当及び広域異動手当の月額並びに本給、地域手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>第12条～第14条 (略)</p>

00分の170」とする。

別表 (略)

別表 (略)

独立行政法人大学評価・学位授与機構 役員給与規則 新旧対照表 1

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前																				
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額及び都市手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給月額及び都市手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p><u>附 則 (平成26年11月28日)</u>  <u>(施行期日)</u>  <u>この規則は、平成26年12月1日から施行する。</u></p>	在職期間	割 合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額及び都市手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給月額及び都市手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第9条 ～ 第14条 (略)</p>	在職期間	割 合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30
在職期間	割 合																				
6箇月	100分の100																				
5箇月以上6箇月未満	100分の80																				
3箇月以上5箇月未満	100分の60																				
3箇月未満	100分の30																				
在職期間	割 合																				
6箇月	100分の100																				
5箇月以上6箇月未満	100分の80																				
3箇月以上5箇月未満	100分の60																				
3箇月未満	100分の30																				

独立行政法人大学評価・学位授与機構 役員給与規則 新旧対照表 2

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前																																				
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>705,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>760,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>817,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>894,000円</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>964,000円</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>1,034,000円</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>1,106,000円</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>1,174,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額及び都市手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給月額及び都市手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそ</p>	号給	本給月額	1	<u>705,000円</u>	2	<u>760,000円</u>	3	<u>817,000円</u>	4	<u>894,000円</u>	5	<u>964,000円</u>	6	<u>1,034,000円</u>	7	<u>1,106,000円</u>	8	<u>1,174,000円</u>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>720,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>776,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>834,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>912,000円</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>984,000円</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>1,055,000円</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>1,129,000円</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>1,198,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額及び都市手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給月額及び都市手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在</p>	号給	本給月額	1	<u>720,000円</u>	2	<u>776,000円</u>	3	<u>834,000円</u>	4	<u>912,000円</u>	5	<u>984,000円</u>	6	<u>1,055,000円</u>	7	<u>1,129,000円</u>	8	<u>1,198,000円</u>
号給	本給月額																																				
1	<u>705,000円</u>																																				
2	<u>760,000円</u>																																				
3	<u>817,000円</u>																																				
4	<u>894,000円</u>																																				
5	<u>964,000円</u>																																				
6	<u>1,034,000円</u>																																				
7	<u>1,106,000円</u>																																				
8	<u>1,174,000円</u>																																				
号給	本給月額																																				
1	<u>720,000円</u>																																				
2	<u>776,000円</u>																																				
3	<u>834,000円</u>																																				
4	<u>912,000円</u>																																				
5	<u>984,000円</u>																																				
6	<u>1,055,000円</u>																																				
7	<u>1,129,000円</u>																																				
8	<u>1,198,000円</u>																																				

の者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 (略)

第9条～第14条 (略)

附 則 (平成27年1月26日)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

2 本給の切替えに伴う次の各号に掲げる役員の本給の支給に当たっては、当該各号に定めるところによるものとする。

一 切替日の前日から引き続き第4条に掲げる表 (以下「役員本給表」という。) の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員 (別に定める役員を除く。) には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

二 切替日の前日から引き続き役員本給表の適用を受ける役員 (前号に規定する役員を除く。) について、同号の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、当該役員には、別に定めるところにより、同号の規定に準じて、本給を支給する。

三 切替日以降に新たに役員本給表の適用を受けることとなった役員について、任命の事情等を考慮して前2号の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、当該役員には、別に定めるところにより、前2号の規定に準じて、本給を支給する。

職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 (略)

第9条～第14条 (略)

独立行政法人国立大学財務・経営センター 役員給与規則 新旧対照表 1

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度のセンターの業績評価を参考に、その者の職務実績に応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成26年12月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度のセンターの業績評価を参考に、その者の職務実績に応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p>

独立行政法人国立大学財務・経営センター 役員給与規則 新旧対照表 2

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前																																								
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第5条 常勤役員の俸給月額を、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 俸</th> <th>俸 給 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特1</td> <td>650,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>705,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>760,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>817,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>894,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>964,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>1,034,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>1,106,000</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>1,174,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(特別地域手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特別地域手当の月額を、俸給月額に次の各号の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 本部(千葉県千葉市)に勤務する場合 100分の<u>11</u></p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	号 俸	俸 給 月 額	特1	650,000	1	<u>705,000</u>	2	<u>760,000</u>	3	<u>817,000</u>	4	<u>894,000</u>	5	<u>964,000</u>	6	<u>1,034,000</u>	7	<u>1,106,000</u>	8	<u>1,174,000</u>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第5条 常勤役員の俸給月額を、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 俸</th> <th>俸 給 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特1</td> <td>650,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>720,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>776,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>834,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>912,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>984,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>1,055,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>1,129,000</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>1,198,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(特別地域手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特別地域手当の月額を、俸給月額に次の各号の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 本部(千葉県千葉市)に勤務する場合 100分の<u>10</u></p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	号 俸	俸 給 月 額	特1	650,000	1	<u>720,000</u>	2	<u>776,000</u>	3	<u>834,000</u>	4	<u>912,000</u>	5	<u>984,000</u>	6	<u>1,055,000</u>	7	<u>1,129,000</u>	8	<u>1,198,000</u>
号 俸	俸 給 月 額																																								
特1	650,000																																								
1	<u>705,000</u>																																								
2	<u>760,000</u>																																								
3	<u>817,000</u>																																								
4	<u>894,000</u>																																								
5	<u>964,000</u>																																								
6	<u>1,034,000</u>																																								
7	<u>1,106,000</u>																																								
8	<u>1,174,000</u>																																								
号 俸	俸 給 月 額																																								
特1	650,000																																								
1	<u>720,000</u>																																								
2	<u>776,000</u>																																								
3	<u>834,000</u>																																								
4	<u>912,000</u>																																								
5	<u>984,000</u>																																								
6	<u>1,055,000</u>																																								
7	<u>1,129,000</u>																																								
8	<u>1,198,000</u>																																								

第8条 (略)

(期末特別手当)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度のセンターの業績評価を参考に、その者の職務実績に応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる。

5 (略)

第10条～第12条 (略)

附 則

(施行規則)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

第8条 (略)

(期末特別手当)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度のセンターの業績評価を参考に、その者の職務実績に応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる。

5 (略)

第10条～第12条 (略)

日本私立学校振興・共済事業団 役員給与規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第一条・第二条</p> <p>(報酬)</p> <p>第三条 常勤の役員の報酬月額、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 理事長 <u>九十八万五千元</u></p> <p>二 理事 <u>八十万三千元</u></p> <p>三 監事 <u>六十八万七千元</u></p> <p>第四条～第六条</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第七条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 監事(理事長が指名するものに限る。) <u>四十四万三千元</u></p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この変更は、平成二十七年四月一日(以下「実施日」という。)から実施する。</u></p> <p><u>2 実施日の前日から引き続き日本私立学校振興・共済事業団役員給与規程(以下「規程」という。)の適用を受ける役員(引き続き同一の職務にある場合に限る。)で、その者の受ける報酬月額又は規程第七条第一項第二号に掲げる役員の受ける非常勤役員手当(以下「非常勤役員手当」という。)の額が同日において受けていた報酬月額又は非常勤役員手当の額に達し</u></p>	<p>第一条・第二条</p> <p>(報酬)</p> <p>第三条 常勤の役員の報酬月額、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 理事長 <u>百万五千元</u></p> <p>二 理事 <u>八十一万九千元</u></p> <p>三 監事 <u>七十一万一千円</u></p> <p>第四条～第六条</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第七条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 監事(理事長が指名するものに限る。) <u>四十五万二千元</u></p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

ないこととなる役員には、その者の在任期間（実施日後に再任された期間を除く。）中、報酬月額又は非常勤役員手当の額のほか、その差額に相当する額を報酬月額又は非常勤役員手当の額として支給する。

3 平成三十年三月三十一日までの間における規程第四条の規定の適用については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「改正法」という。）附則第十条の規定の例による。

4 第二項の規定の適用を受ける役員の地域手当は、前項の規定にかかわらず、その者の受ける報酬月額又は非常勤役員手当の額に百分の十八を乗じて得た額とする。

5 前三項に定めるもののほか、実施日の前日において在任する役員に係る変更後の規程の規定の適用に関し必要な事項は、改正法の例に準ずるものとする。